（独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部改正）

第二条　独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（財務諸表） **第十六条**　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に掲げる行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成） **第十七条**　（略） 2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　機構の目的及び業務内容 二　国の政策における機構の位置付け及び役割 三　中期目標の概要 四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略 五　中期計画及び年度計画の概要 六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉 七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策 八　業績の適正な評価に資する情報 九　業務の成果及び当該業務に要した資源 十　予算及び決算の概要 十一　財務諸表の要約 十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明 十三　内部統制の運用状況 十四　機構に関する基礎的な情報	（財務諸表） **第十六条**　機構に係る通則法第三十八条第一項の主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に掲げるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。 （事業報告書の作成） **第十七条**　（略） 2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　機構に関する基礎的な情報 イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要 ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地 ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。） ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに機構の出向者の数 二　財務諸表の要約 三　財務情報 イ　財務諸表に記載された事項の概要 ロ　重要な施設等の整備等の状況 ハ　予算及び決算の概要 ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況 四　事業に関する説明 イ　財源の内訳 ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明 3　事業報告書には、通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント（機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。
（削る）	**附　則** （施行期日） **第一条**　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。 （財務諸表及び事業報告書の作成に係る経過措置） **第二条**　この省令による改正後の規定は、平成三十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書から適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

訓令

○法務省訓令第１号

地方入国管理局長
主任審査官
特別審理官
入国審査官

法務大臣　山下　貴司

上陸審判規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年３月27日

上陸審判規程の一部を改正する訓令

上陸審判規程（平成12年法務省訓令第２号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第２条**　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 [(1)～(10)　略] (11)　地方出入国在留管理官署　地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局の支局並びに地方出入国在留管理局の出張所及び支局の出張所をいう。 (12)　[略]	（定義） **第２条**　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 [(1)～(10)　同左] (11)　地方入国管理官署　地方入国管理局及び地方入国管理局の支局並びに地方入国管理局の出張所及び支局の出張所をいう。 (12)　[同左]